

令和8年度

施政方針

(案)

最終確認中
2月4日時点

芦屋市

目 次

はじめに	3
子育て・教育	6
福祉・防災	12
みらいの都市づくり	17
公営企業	21
行財政運営・行財政改革	23
おわりに	26
その他の主な取組	28
資料令和8年度中・長期計画スケジュール	34

【はじめに】

「対話を中心としたまちづくり」を掲げ、市長に就任してからまもなく3年が経過します。あたたかい声を寄せ続け、芦屋のために行動を続けてくださる市民のあなたのおかげで、私たちは一歩ずつ前に進むことができています。改めて、芦屋の未来を想い、関わってくださるすべての皆さまに、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

この3年の間にも、社会は大きく変化しています。生成AIの進化。少しずつ進む社会の分断。激動の世界情勢。私たちは、時代の大きなうねりの中にあります。

そんな今、私たちができることは何か。それは、民主主義を守ることではないでしょうか。民主主義とは、社会をみんなて良くする営みです。

私たち市役所は、市民に最も近い基礎自治体です。近いからこそ、市民一人ひとりの可能性を拓くことができる。近いからこそ、市民の皆さまとともに社会を良くすることができる。対話を積み重ね、互いの理解と尊重のもと、一人ひとりが行動することが、民主的に社会を良くし続ける基盤だと考えます。

本年、芦屋市は「国際文化住宅都市」となってから75年の節目を迎えます。また、アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市との姉妹都市提携も65年の節目です。

本市は、戦後間もない1951年に「日本人のみならず、外国人も共に平和と幸福を享受する事の出来る」まちの姿を描き、住民投票を経て、「国際文化住宅都市」として歩んできました。時代背景や認識、表現などに違いはあっても、この歩みの根底には、多様な文化や価値観への理

解、市民同士の相互尊重と対話があると考えます。

モンテベロ市との10年ぶりの市民訪問団の訪問・受け入れが、両市の友好を一層深めるとともに、私たちの大切にしてきた「国際文化住宅都市」の価値を再認識するきっかけになればと期待しています。

一方、去年は、戦後80年及び非核平和都市宣言40周年という節目の年でした。経験者から直接話を聴ける最後の世代の一員として、戦争の悲惨さ・平和の尊さを風化させることなく、未来につなぎ、伝えていきたい。その想いで、庁舎内に常設の展示コーナーを設置します。

国際交流も平和への取組も、対話から始まります。対話は、民主主義の原点です。対話とは、お互いが相手の自由を尊重しあうために聴くこと、自由を保ちあうために歩み寄ることです。

就任後に始めた市民と市長の対話集会は、本年1月で40回を数えました。「対話集会」は一方的な説明・要望の場ではありません。市長の私を含めた参加者全員が、お互いの意見や想いを知り、向き合い、ともに考える場です。

対話集会を通じて、語られる内容は個人の利益からみんなのウェルビーイングへと徐々に変わりました。参加者が独りで抱えていた問題は、共有することで、みんなで向き合う課題となりました。解決は市役所に任せようという考えは、参加者一人ひとりの行動への意欲へと変わっていきました。

これぞ、民主主義を守り、強くする対話の力です。

対話の実装には、情報の非対称を減らす広報が欠かせません。改めて私たちは、「過程の発信」を心がけます。税金を預かって仕事をする立場として、「市役所が今何を考えているのか」「対話をどう行動に活かしているのか」を、市民の皆さまに可能な限り明らかにするためです。

工夫を重ねてきた広報番組「あしやトライあぐる」は、YouTubeでの視聴が伸びています。視聴の新たなきっかけをつくるため、番組制作を月1回に絞った上で新たに動画のインストリーム広告を配信し、市民の皆さまに過程を届け続けます。

市長就任4年目に当たる令和8年度は、みんなで育てた芽が花を咲かせる1年です。ともに描いてきた総合計画の理念を、対話と過程の発信を通じて、市の具体的な施策や、市民主体の新たな取組につなげる1年です。

「学び」「文化」「協働」の3つの柱をあらゆる施策に活かし、世界一住み続けたい「国際文化住宅都市・芦屋」へ歩み続けていきます。

本日は、令和8年芦屋市議会第1回定例会の開会に当たり、私たちが令和8年度に力を入れる取組を3つのテーマ「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」、さらに「公営企業」「行財政運営・行財政改革」に分けて、教育行政に関わる施策も含め、私からまとめて市民の皆さまにご説明します。

【子育て・教育】

1つ目のテーマは「子育て・教育」です。

人口減少社会の中で、最も重要なのが未来世代たるこどもたちへ向けた投資です。それは本市が、歳入に占める市民からの税収の割合が非常に高いまちだからです。

人口移動を見ると、本市は20代が流出する一方で、20歳未満と30代、40代が流入する傾向にあります。最高の教育環境のもと培った力で広い世界に羽ばたき、子育てのタイミングで帰ってくる。この傾向を活かすため、学校・家庭・地域での「子育て・教育」を応援し、選ばれる芦屋の実現に取り組みます。

まずは学校。

学校は、未来を担うこどもたちの学びの場であり、地域の核です。

私たちは学校が変われば、社会は変わると確信しています。こどもの学びと大人の学びは相似形。こどもが変わると、大人も変わるのです。

私たちが「ちよūdの学び」を通じて育てたいのは、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手です。

そのために、引き続き「誰もが安心して学べる環境づくり」と「学びの質の向上」に加え、教師の努力と熱意への過度な依存をしない、持続可能な取組を進めます。

1点目は、教育の基盤たる「誰もが安心して学べる環境づくり」です。生成AI時代において、学校の役割は「違いを認め合い、学び合う」ことにあると私たちは考えます。多様なこどもがともに学び合うという市

立学校園の価値が、重要性を増す時代です。

とりわけ、いじめ対策の取組を引き続き進めます。

いじめはどこでも起こり得ます。そして、隠れて発生しがちです。だからこそ、早期発見と重大化防止が重要です。いじめに気づき、適切な行動を起こすことができるこどもを増やすために、市立校に通う小5から中3の全員を対象とした弁護士によるいじめ予防授業を継続します。

もちろん、教師がこどもの状況を見取ることは重要です。本市では、教員がこどもの状況を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、教育相談コーディネーターの養成・研修を進めています。これにより、校内連携が強まり、スクールカウンセラー等の活用や支援につながる事例が増えています。また、学級適応感アンケート「アセス」を活用し、データに基づいてこどもや学級の状況を客観的に把握する取組を継続しています。分析を通じて、見えにくいこどもたちの困難の早期発見や支援の方向性の明確化が進んでいます。

こどもたちの心のケアなどを行うPEACEサポーター派遣事業は、配置3年目となります。支援を通じて登校できるようになるなど、効果が着実に表れ、増加傾向にあった不登校児童生徒の人数は令和6年度に減少に転じました。そこで令和8年度は、環境整備に乗り出します。既存の校内サポートルームの環境をより充実させ、こども一人ひとりのニーズにあった学習・学校生活の場の確保に努めます。スクールソーシャルワーカーの稼働時間を増やすとともに、のびのび学級の開室時間を1時間延長するなど、あらゆるこどもが安心して学び続けることができる環境づくりを、市全体で進めます。

また、学校の防犯備品の拡充に加え、山手小学校・岩園小学校のトイレをすべて洋式に統一し、乾式の床に改修するほか、精道こども園のエントランスにエアコンを設置し、熱中症のリスクの低減を図ります。

2点目は教育の充実の本質たる「学びの質の向上」です。

こどもたちの主体的な探究は、教員の主体的な探究から。教員による探究的な学び研究推進チーム「ONE STEPpers」は、市内外から多くの注目を集めています。メンバーは市内約300名の教員のうち60名を超えました。先生が主体的に研究を進める姿は、こどもの主体性の回復に大いに寄与しています。令和8年度は、企業などとの連携を強化し、授業開発をはじめとした指導主事伴走型の研究を一層推進することで、こどもたちが社会課題と出会い、自分ごととして受け止め、解決に向けて主体的に取り組む機会をさらに創出します。また、新たに市立幼稚園の教員の参加を募り、小中学校との連携や学びの連続性を意識した保育・授業研究を進めます。

市立幼稚園は、園児数が極めて少ない状況です。今年度、就学前教育・保育の質を高めるために求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について、学校教育審議会でご議論いただいています。答申を受領した後、速やかに具体的な取組を進めます。

市立の小中学校、保育所・認定こども園の給食は、芦屋が誇る質の高い学びの1つです。

小学校給食については、国で給食費の無償化の検討が進められるなかで、給食の質が損なわれないような制度設計を要望してきました。国の支援を活用し、給食費の抜本的な負担軽減を図りながらも、引き続き一部保護者負担を頂くことで、今後も、芦屋が誇る「手作りである安心・安全な質の高い給食」を提供していきます。

また、中学校給食については、保護者の方から多くいただいた要望を踏まえ、喫食回数を増やすよう取り組みます。

3点目が「教師の努力と熱意への過度な依存からの脱却」です。

教職員が心のゆとりをもって子どもたちに向き合うための環境づくりを進めます。

これまでの教職員の働き方改革の取組で、一般教諭の時間外在校時間は大きく減る一方、学校運営・校内での若手教員育成・サポートの要である教頭の時間外在校時間は高止まりしています。

そこで、教頭業務サポーターを新たに配置し、業務改善に取り組みます。教頭が教職員をマネジメントする時間を生み出し、学校課題の早期発見や解決、教職員全体の業務改善につなげます。

システムによる効率化も進めます。教職員の勤務状況を管理する庶務管理システムを市立学校園に導入し、事務負担の軽減に加え、業務量を正確・迅速に把握してさらなる業務改善を図ります。学校園ネットワークシステムの更新にも引き続き取り組み、職員室の外でも仕事ができる環境の構築や、教材作成・外部連絡の効率化による事務の軽減を目指します。

令和8年度は、国の学習指導要領改訂の議論が大詰めを迎える1年です。2030年代に学ぶ子どもたちの姿を思い浮かべながら、本市として先行して取り組める点については柔軟に取り組めます。

次に、家庭。

「圧倒的に子育てしやすい芦屋」の実現には、安心して出産・子育てができる環境が不可欠です。令和8年度は、子育てに不安を感じる方などへの支援を一層充実させるとともに、国の方針・制度に基づく新たな取組を進めます。

近年、本市への相談には、母親の不安やサポート体制の依頼に関する内容が増えています。特に、産後の初期段階における母親への支援強化が必要です。

そこで、新たに出産後間もない時期に行う産婦健康診査費用の一部を助成し、母子の健康管理・健康保持を促すとともに、支援の必要な母子を早期に把握し、適切な支援につなぐことで、産後うつや児童虐待の防止につなげます。また、国の方針に基づき、新生児及び乳児のRSウイルス感染予防のため、妊婦のかたを対象にRSウイルスワクチンの定期接種化を行います。

全国的に進められる「こども誰でも通園制度」は、保育所や認定こども園などに通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に就学前教育・保育施設を利用できる新たな通園制度です。

本市では、市立精道こども園、市立緑保育所、並びに複数の私立教育・保育施設で4月から順次事業を開始し、社会全体で子育てを応援します。

最後に、地域。

あらゆる世代の市民の皆さまが、生涯学び続けられる環境の整備に引き続き取り組みます。

中学校部活動の地域展開は、中学生の放課後の活動機会を持続可能な形で担保するための施策です。あわせて、地域の皆さまが中学生とともにスポーツや文化に関わるチャンスになるとも捉えています。

現在の部活動のうち、運動部は令和8年7月末に、文化部は10月末に終了し、その後は地域クラブ活動が展開する予定です。現在、地域の

皆さまのご協力を頂き、令和8年1月末の時点で、これまでの部活動の数を大幅に超える61の活動が登録され、中学校で活動できるものも多くあります。引き続き、こどもの声を大切に取り組みます。

市内に残る歴史文化遺産は、芦屋の歴史や文化を私たちに伝え、未来における文化の向上・発展の基礎をなすものです。

三条町にある会下山遺跡は、国指定史跡に指定されている全国的にも著名な弥生時代の遺跡です。これからも大切に守り伝え、本市の文化向上のためにより積極的に活用できるよう、中長期的なスケジュールを盛り込んだ史跡保存活用計画の策定に取り組みます。あわせて、国史跡指定15周年を契機とした記念フォーラムも開催予定です。

国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）についても、その敷地全体が適切に保存活用できるよう、同館の所有者が事業主体となっ
て行う保存活用計画の策定を支援するとともに、遺構保存修理工事の円滑な実施につながるよう、取組を進めます。

【福祉・防災】

2つ目のテーマは、「福祉・防災」です。

芦屋市は、高齢化率が3割を超える市です。さらに、単身世帯や核家族の増加などを背景に、あらゆる世代において、地域での支え合いの重要性が高まっています。

本市では、従来の制度や分野の枠では対応が困難な狭間にある課題や複雑化・複合化した課題が顕在化してきたことから、重層的支援を中心に支援体制の充実に努めてきました。

令和8年度は、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各計画の策定年度です。これを機に、福祉施策をさらに一体的に進め、より効果的に展開することを目指し、これらを統合して新たな計画を策定します。

先輩世代から未来世代まで、多様な市民の皆さまからワークショップや対話集会などで頂いた貴重なご意見を大切に、だれもが暮らしやすい「やさしいまち」を皆さまとともに創り上げていきます。

中でも、対話集会で多く伺ったのは、先輩世代の方々のご不安です。認知症の予防と共生。交通手段の確保。そして、地域の支え合いの希薄化。不安を一つひとつ解消するには、今の制度を守るために、変えることも必要です。その一つが、近隣市と比べて充実していた高齢者バス運賃助成事業です。

70歳以上の市民が、市内を走る阪急バスに半額で乗車できるこの事業は、外出支援に資する一方で、年間1億円弱の予算がかかり、制度の維持が課題でした。この度アンケートを通じて、先輩世代の市民の皆さまから、助成額を制限してでも助成の継続を望む意見を多く頂いたことを踏まえて、助成割合を5割から3割に見直したうえで、事業を継続す

る決断をしました。

一方で、より多く外出しやすいよう、市内の阪急バスだけでなく、阪神バスの一般路線などでも利用できる「h a n i c aはんきゅうグランドパス70」の購入代金への助成を開始します。

また、健康寿命の増進を目指し、令和7年度に協定を締結した神戸大学と協力して、最新の研究結果に基づく認知症予防の取組も進めます。

さらに、将来に対する不安に伝えるため、権利擁護支援センターの機能を拡充し、「終活」に関する相談も開始します。

「何歳になっても生き生きと活躍できる芦屋」であるよう、これからも、先輩世代の皆さまとの対話を重ねながら、持続可能な制度設計を行います。

障がいのある人への支援も進めます。日常生活用具の給付については、人工呼吸器を使用されている人を対象に、自然災害などの停電時に備えた「人工呼吸器の非常用電源装置」を新たに対象に追加します。また、福祉医療費助成制度では、県の制度改正に伴い、他の公費負担医療制度の対象となる医療への助成を拡充します。

近年のエネルギーや食料品などの価格の高騰は、市民生活や地域経済に大きな影響を与えています。引き続き国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を最大限に活用し、水道基本料金及び下水道基本使用料の減免などを通じて、市民生活を支えます。

予測できない災害も、私たちの生活に大きな影響を与えます。

本年1月に、市議会の防災に関する政策を研究する会より防災に関する政策提言を頂きました。公の責任を果たすとともに、市民一人ひとりによるさらなる備えを通じて、ともに災害に強い芦屋を創り上げていく

考えです。

過去の経験や教訓の継承は、未来に向けた災害対応力を育むうえで重要な取組の一つです。阪神・淡路大震災の記憶や様々な教訓を次世代に繋いでいくため、芦屋公園内の「阪神・淡路大震災慰霊と復興のモニュメント」に、震災当時の記録と、モニュメントに込められた思いを記した解説板を設置します。

市役所でしかできない防災施策は、市役所が責任をもって行います。

芦屋浜地区では、大型台風による被害に備えるため、県の高潮対策10箇年計画による防潮堤の嵩上げなどの高潮対策を、引き続き県と連携して進めます。

また、老朽化した防火水槽や、消防・救急車両の計画的な更新など、市民の皆さまの生命・財産を守るための取組を進めていきます。

しかし、災害が発生し、市全体に混乱が広がるなかで自分の命を守れるかは、市民の皆さま一人ひとりの備えにかかっています。自主防災会育成事業補助金の対象をマンション管理組合に拡大し、地区防災計画の策定支援や家具・家電の転倒防止に関する支援も引き続き行うことで、地域や一人ひとりの備えも支援します。また、例年実施している防災総合訓練をはじめ、様々な災害を想定した防災訓練を市民主体で行う支援を進めることで、ともに地域の防災力を高めます。

災害時に配慮が必要な方への支援も進めます。自ら避難することが困難な高齢者や障がいのある人が地域の皆さまとともに災害に備えられるよう、福祉専門職や関係機関とも連携しながら、地域のつながりづくりにも資する個別避難計画の取組を進めます。

また、市民の日常生活の安全を確保するために行った防犯カメラの更新は、令和8年度ですべて完了します。今後も警察等と連携し、市民の安全・安心の確保に努めます。

【みらいの都市づくり】

3つ目のテーマは、「みらいの都市づくり」です。

本市は、まちの持続的な発展を目指す上で、都市機能を有する拠点と住宅地を、ネットワークで結ぶビジョンを描いています。その実現には、都市機能を有する拠点の再整備と、交通ネットワークの強化が必要です。

令和7年度に策定する「都市計画マスタープラン」では、JR芦屋駅周辺・阪神芦屋駅周辺を都市機能が集まる「中心拠点」と位置づけました。

JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業では、事業用地の取得を完了させるほか、再開発ビルやペDESTリアンデッキ、地下駐輪場の整備といった本格工事に着手します。予測しがたい急激な物価上昇や、工事における入札不調などが全国的に発生している最中ですが、交通課題を解消して安全・安心で円滑な交通の確保を図るとともに、市全域のにぎわいの創出につながるよう、完成まで市役所が一丸となって邁進します。

また、再開発ビル3階に整備する公益施設の本格的な検討を、市民ワークショップ等を通じて開始します。総合計画で重視する「学び」「文化」「協働」を体現するような施設にするため、図書館大原分室と市民活動センターの統合・再編を基本に、市民との対話で検討を進めます。特に、5原則に掲げた「集える」「未来志向」を達成するため、未来への余白を残し、市民誰もが集える施設の実現を目指します。

阪神芦屋駅周辺については、令和7年度に開始した基礎的な調査・検討を踏まえて、都市機能の課題解決と更新を目指し、実現可能な整備の方向性を定めるための検討を重ねます。

交通ネットワークの強化では、バス路線から離れている三条町、山芦屋町を中心とした地域でデマンド型乗合タクシーの試験的運行を引き続き行うとともに、導入可否の検討のため評価・検証を行います。さらに、芦屋川より東側にある公共交通網から離れている地域での試験的運行導入の可能性を検討するため、関係機関との協議を行います。

良質な住宅ストックは、「世界で一番住み続けたいまち、芦屋」の実現に必要な財産です。

令和7年度に開始した「いい家あった！プロジェクト」は、市営住宅のリノベーションや新婚・子育て世帯の住宅の取得・賃貸支援を通じて、良質な住宅ストックが未来に引き継がれることを目指しました。特に、市営住宅のリノベーションでは、対面キッチンや無垢材のフローリングなど、子育て世帯や若い世帯に向けた工夫が人気を集めています。令和8年度は、マンション管理組合を対象とした長期修繕計画の策定費用の補助も含め、これらの取組の積極的な発信に取り組みます。

現在の芦屋のまちなみは、先人が築いてきた自然景観やまちなみを守り育てることで築かれてきました。人口減少と高齢化の時代を生きるなかで、本市の魅力の源泉である、みどり豊かな美しいまちを次世代へ継承するためには、現在の制度設計を見直し、財源確保に関する新たな制度構築に取り組む必要があります。

令和7年度に設置した「みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方検討委員会」では、一定規模以上の開発等をする事業者等を対象とした法定外目的税「みどり豊かな美しいまちづくり税」の制度化が提言されました。答申を踏まえ、令和8年度は条例の施行を目指して取組を進めます。

また、芦屋川沿いのサクラは樹齢50年を超えるものもあり、老木化が進んでいます。今後も市民に親しまれ愛され続けられるよう順次植え替えを行うため、芦屋川沿いのサクラを対象に健全度調査を実施します。

気候変動をはじめとする環境問題への対応も重要です。

神戸市と協議を進めている可燃ごみ処理の広域連携は、財政面のみならず環境面の効果も期待できます。引き続き、広域連携に向けた施設整備を進めます。

プラスチックの資源循環は、限りある資源の有効活用に加え、カーボンニュートラルや、海洋プラスチックごみによる新たな汚染の防止などへの効果が期待されています。そこで、プラスチックの分別収集について、分別・収集・運搬・処分のそれぞれの過程における効率的・効果的な方法の検討を進めます。

環境施策を進めるためには、市民の皆さまによる主体的な取組の推進が不可欠です。令和6年度から開催している「本・古着の交換会」が徐々に定着しつつあることから、市民主体の取組をより一層進めます。資源回収品目を増やすほか、市民同士の「ついで交流」にもつながる3Rイベントを市役所と市民が協働して開催することで、市民への活動の浸透を図ります。

エネルギー分野では、省エネ設備・再エネ設備の導入促進に継続して取り組むほか、公共施設でオンサイトPPA方式による太陽光発電設備を導入し、脱炭素化を推進します。

みどり豊かな美しい芦屋のまちを輝かせてきたのは、芦屋を愛する市民の皆さまの市民力です。だからこそ、私たちはこれからも「市民主体のまちづくり」を進めます。

ブランディングエリアでは、まちの姿を描く新たな取組として、地

域・事業者・大学・行政など多様な主体で組織された「あしやエリアプラットフォーム」による未来ビジョンの策定が進められてきました。令和8年度は、この未来ビジョンに沿った活動が展開される予定です。

それぞれの活動における市の役割を整理しながら、皆さまが描いたまちのビジョンの実現を支援します。

こうした取組に加えて、芦屋川地区並びに六麓荘地区の無電柱化の推進、打出浜公園のトイレの改修、楠公園の遊具の更新や東浜公園の照明設備の更新、第一跨線橋の撤去やその他の橋梁の修繕など、日々のまちの安全を守り、魅力の向上を図るための事業を進めます。

【公営企業】

続いて、「公営企業」です。

芦屋市の公営企業は、いずれも市民生活に不可欠な役割を担っています。日々のサービスの提供に取り組むとともに、人口減少や高齢化のなかでサービスを持続的に提供できるよう、経営戦略の見直しなどを行います。

市立芦屋病院では、急激な物価高騰や人件費などの諸経費の上昇に伴い厳しい経営状況が続いていますが、持続可能な病院運営のため、診療報酬改定を踏まえた経営改善と平行して、地域医療構想の中で果たすべき役割を再点検し、地域になくってはならない病院を目指します。中核病院として地域の医療機関と連携し、小児医療・救急医療等の政策医療をはじめとした良質な医療を提供します。

高齢者に多い疾患への丁寧な対応、がんの診断・治療から緩和ケアへの切れ目ない医療、低侵襲の手術の実践等、芦屋病院には診療の特徴があります。地域の病院として親しみを感じていただけるよう、公式インスタグラムの活用や、公開講座・ホスピタルフェスタの開催などを通じて、一層の広報に努めます。

また、国のガイドラインに沿ったセキュリティ対策を踏まえた主要医療システムの更新や、療養環境の充実、新興感染症への備えを進めます。

水道事業では、人口減少による料金収入の減少や物価高騰による経費の増加に伴い、経営環境はより一層厳しさを増していますが、持続可能な水道事業の実現に向け、老朽管の更新を着実に進めます。また、令和6年度に人工衛星画像を活用して実施した漏水調査の結果をもとに、引き続き、音聴調査による漏水箇所特定と、早期の修繕に取り組めます。

下水道事業では、引き続き、ストックマネジメント計画に基づく管路等の点検調査や老朽管の改築工事を進めます。また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没を伴う下水道管路の破損事故を受けて実施した、下水道管路の全国特別重点調査に基づき、修繕が必要な箇所への対応を進めます。

下水処理場、雨水ポンプ場では、引き続き、日常点検管理を実施して効率的な維持管理に取り組むとともに、施設の機能保全に努め、計画的に改修や更新を行います。また、耐震工事や場内ポンプ場の雨水ポンプ更新工事を継続して進めます。

また、令和8年度は水道事業ならびに下水道事業の経営の方向性を見直す1年です。芦屋市上下水道事業経営審議会に諮問し、頂いた答申をもとに「水道ビジョン」「水道事業経営戦略」ならびに「下水道ビジョン」「下水道事業経営戦略」を改訂します。

【行財政運営・行財政改革】

最後に、「行財政運営・行財政改革」です。

全国的に人口減少が進み、社会経済情勢が刻々と変わる中で、新たな行政課題が生まれています。しかし、財源と人手には限りがあります。

こうした状況に、私たちは「緩和」と「適応」の両面から立ち向かいます。人口減少の「緩和」を図るための施策を的確に実施するとともに、事業の見直し・再構築に努めることで、人口減少社会への「適応」を進めます。

ただ、人口だけにこだわるのではありません。私たちが大切にしたいのは、目の前の市民一人ひとりであり、市民のもつ大きな可能性です。

未来を切り拓く力を育む基盤である「学び」。地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤となる「文化」。様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤となる「協働」。市民の可能性を拓くためにも、これら3つの要素を各事業に積極的に取り入れながら、未来を見据えた投資を進めます。

令和8年度の予算編成も、世界で一番住みたいと思えるまちであるために、市民との「対話」を大切にしながら、持続可能なまちづくりを進めるための重要な歩みです。

歳入については、市税収入の増加を見込んでいます。給与所得の増加等による個人市民税の増加によるものです。

歳出については、福祉などの扶助費が増加傾向にある中でも、JR芦屋駅南地区再開発事業の着実な推進など、「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」を重点分野とし、将来への投資と今の暮ら

しの支援を両立させる予算を編成しました。

以上のように編成した令和8年度の歳入歳出予算は

一般会計 493億8,000万円（対前年度比0.5%増）

特別会計 244億6,200万円（対前年度比1.7%増）

企業会計 163億4,066万円（対前年度比0.7%増）

財産区会計 1,360万円（対前年度比8.8%増）

合計 901億9,626万円（対前年度比0.8%増）です。

予算の執行に当たっては、歳入の確保に一層努めるとともに、事務事業の効率化・適正化を進めつつ、第5次総合計画の基本構想に掲げる未来の姿の実現に向けて、練り上げた施策を実行します。

令和8年度は新行財政改革基本計画（第2期）が始まる年でもあります。

ふるさと寄附金による市税の減少は、引き続き大きな課題です。令和6年度の実質の減収額は約10.4億円、直近の5年間の合計では約38.5億円にもものぼります。

住宅都市として発展してきた本市では、返礼品の絶対量は制約されます。この間、市内事業者のご尽力で寄附金額が過去最高を記録する一方、減収はますます増えています。魅力的な返礼品の拡充とあわせて、寄附の使い道のより良い広報に務めます。

あわせて、遺贈寄附の積極的な受け入れを開始します。銀行と協定を締結し、市・金融機関が連携する相談体制を構築します。安心してご寄附いただける仕組みを構築し、寄附を考える皆さまのお気持ちに応えたいと考えています。

公共施設や行政サービスを利用する方にご負担いただく使用料・手数料は、その一部が令和8年7月1日から新しくなります。利用者と非利用者との間に過度な不均衡が生じないように、サービスの提供に必要なコストと料金を比較し、定期的に見直す取組の一環です。持続可能な行財政運営を進めるために、ご理解とご協力をお願いします。

市役所のDXと庁舎の総量縮減も、重要なテーマです。

本年は市役所北館が築66年を迎えることを念頭に、市役所本庁舎のリニューアル構想の策定に取り組みます。新たな公共施設等総合管理計画では、市庁舎の総量縮減を図ると定めています。限られた財源と人手で多くの課題に向き合うためにも、急速に発展するデジタル技術を活用し、職員の生産性と市民サービスの向上を図る必要があります。

そこで、生成AIの活用を軸とした市の業務効率化の検証を行い、先進自治体の事例等も調査しながら積極的にDXを進めます。あわせて、新たな人材育成・確保基本方針に基づき、職員の働き方改革に対する意識醸成にも取り組み、DX人材、変化を起こせる人材、何よりも芦屋市に誇りをもち、人とつながり、常に挑戦し成長する職員の育成を進めます。

【おわりに】

「今こそ、持続可能な未来を、ともに描くときです。芦屋らしく、前向きに進みましょう。芦屋ならできる。芦屋市民になら、できるのです。」

これは、私が昨年2月の施政方針演説で、市民の皆さまに呼びかけた言葉です。

この1年は、総合計画の策定など、未来を描く場面がたくさんありました。

市民の皆さまから多くのお声を頂き、多くの方々に私たちの想いを届けました。ときに異なる想いや意見を交わしながら、ともに未来を描く積み重ねの中で、市民の皆さまによる主体的な取組も加速していきました。

持続可能とは、我慢することではありません。市民一人ひとりがウェルビーイングに暮らし、可能性が拓かれる、そんな社会をともに創り続けることです。そう、市民と市役所は対立関係ではなく、ともに創る関係なのです。

民主主義の原点は、市民同士の対話であり、行動です。市民の皆さま、どうかこれからも、ともに行動し続けてください。

そして、議員の皆さま。芦屋市を良くしたいという想いは、私たちがみな持っているのだと改めて実感しています。困難に立ち向かうときもあるでしょう。苦渋の決断をするときもあるでしょう。意見が異なるときこそ、極端な言論ではなく、対話だと信じます。市民の命と財産を末

永く守るため、ともに良い議論を重ね、芦屋をより良いまちにしていきたいと思います。

さあ、今年もさらに一歩、踏み出しましょう。芦屋市の皆さま、芦屋市が「世界で一番住みたいまち」になるその日まで、ともに歩み続けましょう。

私たちは、誰よりも芦屋のことを考え、誰よりも芦屋のために行動し続ける、そのことを、改めてここに固くお誓い申し上げます。

どうぞ、議員の皆さま、市民の皆さま、引き続き、ご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願いいたします。

令和8年度 施政方針 その他の主な取組		予算概要
(1)子育て・教育		
1	あしやキッズスクエア	子どもたちに安全安心で地域に根差した放課後の居場所づくりと学校・地域・企業と協働した多彩な体験プログラムを提供するため、引き続き、あしやキッズスクエアを実施する。
2	放課後児童クラブ	引き続き事業の一部民間委託を行うとともに、官民それぞれの取組を共有することにより、更なる保育内容の充実を図る。
3	放課後児童健全育成事業	待機児童対策を推進し、事業の安定的かつ持続可能な運営を図るため、引き続き、民間事業者への支援を実施する。
4	青少年健全育成及び青少年団体育成事業	次世代を担う青少年の健全育成を図るため、引き続き、子ども会連絡協議会への活動費の助成等を実施する。
5	青少年育成愛護事業	青少年の健全育成、非行防止、環境浄化を図るため、青少年育成愛護委員会及び学校園と連携し、引き続き、登下校時の見守りやあいさつ運動、啓発活動を実施する。
6	若者相談センター「アサガオ」	若者の自立及び社会参加の支援を図るため、引き続き、相談事業をはじめ、アサガオセミナー、親の会、キ・テ・ミル・会、アサガオCHATなどを開催する。
7	特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な幼児児童生徒の特性、教育的ニーズや発達段階を十分に把握したうえで、インクルーシブ教育システムの充実のもと指導を進めるとともに合理的配慮のあり方の研究を進める。
8	国際理解教育推進事業(オンライン海外交流事業)	国際的視野の拡充と外国語学習への意欲を高めるため、3日間(オリエンテーション1日を含む)のオンライン海外交流を実施する。
9	小学校英語力アップ事業	児童が英語に慣れ親しみ、学習意欲を引き出す指導に取り組むため、定期的に小中学校の外国語担当者会を実施する。また、ALTや英語に堪能な地域人材を配置し、各学校における授業のより一層の充実を図る。
10	キャリア教育推進事業	社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図るため、将来への夢や希望を育む指導や子どもたちの発達段階に応じて、キャリアパスポート等を活用する。
11	日本語指導コーディネーター配置事業	令和7年度から配置した日本語指導コーディネーターを引き続き配置し、来日間もない児童生徒の日本語指導の充実を図る。また、芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会にて、体制構築に向けての協議を進め、策定した方針を各学校に展開する。
12	教育委員会顧問弁護士委嘱事業	教育委員会が委嘱により顧問弁護士を引き続き配置し、専門的な助言や指導を受けることで、迅速かつ実効性のある解決策を見出し、問題の未然防止や早期解決に努める。
13	就学前教育の推進	就学前教育・保育施設間の連携を深め、質の高い教育・保育を提供するため、公開保育や合同研修会を実施する。
14	幼児期と児童期の円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、小学校区ごとに集う「なかよし運動会」や小学校での模擬授業・学校探検をする「小学校ごっこ」などを通して、就学前の幼児と児童との交流を図り、小学校への期待を高める。
15	学校体育振興事業	就学前では遊びの中で運動する楽しさを実感させ、小中学校ではこどもの運動意欲を高め、体力運動能力が向上するよう、カリキュラム等の工夫改善を行い、研究と実践に取り組む。
16	学校保健関係事務	幼児児童生徒の安全安心な学校園生活を送るため、健診業務を確実にを行い、学校医や保護者、教諭で考える「芦屋市学校保健大会」を開催する。
17	学校給食関係事務	安全安心・手作りのおいしい給食の提供のため、中学校の調理業務を3校一括で委託し、同一事業者による委託の利点を生かした給食の提供に努める。また、給食室の大型備品を更新計画に沿って更新する。
18	防災・安全教育推進事業	児童生徒への交通安全教育を充実させるため、「通学路安全プログラム」に基づき、関係機関と協力して通学路点検を実施し、危険個所の早期発見と改善対策を進める。
19	教科用図書採択に係る教師用教科指導書等整備事業	中学校における新しい教科書の導入に伴う教師用教科指導書及び教師用教科書を整備する。
20	多文化共生理解事業	増え続ける外国人市民や多国籍化に対応し、外国人市民の参画を促進するため、多言語相談窓口の周知、やさしい日本語での情報発信、多文化共生理解事業を実施する。

令和8年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
21	地域日本語教育体制づくり事業	生活のための日本語を学ぶ日本語教室の体制づくりを引き続き実施する。	
22	潮芦屋交流センター管理運営事業	国際交流の中心として、地域の国際交流団体・外国人市民・自治会などと連携し、多文化共生のまちづくりを進める。	
23	美術博物館管理運営事業	コレクション展を始めとした展覧会を開催する。また、地域住民の交流の場として親しんでもらうため、引き続き谷崎潤一郎記念館と連携し、「あしやつくるば」を開催する。	
24	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	谷崎潤一郎に関する特別展を開催する。	
25	ルネサンス クラシックス芦屋ルナ・ホール 音響設備改修	舞台効果を高めるため、老朽化した音響調整卓・パワーアンプを更新する。	●
26	乳幼児等医療費助成制度 子ども医療費助成制度	令和6年7月1日より、既存の所得制限を撤廃し、助成対象者を高校生相当までの全ての方へ拡充する制度改正を実施することで、子育て世帯への経済的支援の充実を図っている(拡充対象者については外来一部負担金あり)。	
27	こども・若者輝く未来プラン「あしや」の推進	こども・若者の権利の尊重並びにこども・若者が意見表明しやすい環境づくりに取り組み、子ども・子育て支援計画と子ども・若者計画を一体化した、『第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」』を推進する。	
28	大東保育所の建替え	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、大東保育所の建替え工事の建設費の助成を行う。建替え後、令和9年4月に大東こども園(仮称)を開園予定。	●
29	私立保育所等保育士確保事業(一時金、家賃助成、魅力発信)	私立保育所等の保育士確保を図るため、一時金の支給や家賃助成の補助等を行うとともに、「就職フェア」や駅の掲示板等でのプロモーション活動等により、市の保育の魅力等を広く発信する。	
30	特色ある教育・保育インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育支援事業	保育所・認定こども園等において、質の高い教育・保育の提供を行うため、本市独自の手厚い保育士配置基準を守りながら、インクルーシブ教育・保育事業、医療的ケア児教育・保育支援事業、ICTを活用した教育・保育事業を行うとともに、様々な研修や、市保育士による私立保育所等への巡回訪問などを実施する。	
31	山手・岩園小学校トイレ・外装改修工事	山手・岩園小学校のトイレを更新し、岩園小学校の屋上防水・外壁改修を行う。(岩園小学校のトイレは、令和8年度・令和9年度年度の二か年に分けて完成を目指す。その他については、令和8年度中の工事完成を目指す。)	●
32	小学校空調更新	打出浜小学校の教室等の空調は設置から16年、朝日ヶ丘小学校は21年が経過し、老朽化が進んでいるため、更新する。精道小学校の体育館空調は設置から18年、宮川小学校は12年が経過し、老朽化が進んでいるため、更新に向け、設計業務委託を実施する。	●
33	理科教育設備整備事業	理科教育設備整備費補助金を活用し、子どもたちが実習・実験などリアルな体験を通して学ぶことができるよう、理科教材整備の充実を図る。	
34	GIGAスクール構想に伴う1人1台端末整備業務	令和8年1月に更新した1人1台端末の有効活用を図るため、夏季研修で関連する講座を設ける等、教職員が研修できる場を設ける。	
35	公共連携サービス(学校での公共図書館個人利用)	令和7年9月から学校図書館と公共図書館のシステム連携を実施し、令和7年12月からは児童・生徒が学校図書館で公共図書館の本の貸出、返却を行うことが可能になった。引き続き、学校図書館と連携し、授業や探究での蔵書の利活用、児童・生徒への公共図書館の本の貸出の促進を図り、子どもたちの読書活動を支援する。	
36	大学等入学支援	向学心を持ちながら、経済的な理由により大学等への進学が困難な方への入学支度金・受験料支援金について支給対象者を拡充し、支援を広げる。	
37	妊産婦等生活支援事業(旧:出産・子育て応援給付金、伴走型相談支援)	妊娠期からの切れ目ない支援を継続して実施するため、妊婦等への身体的、精神的ケア及び妊婦・配偶者への継続的な面談や、情報発信等の伴走型相談支援を実施する。また、経済的支援として、妊婦及び妊娠しているこどもの人数あたり5万円を支給する。	
38	寄贈資料による図書館資料の充実	芦屋市サッカー協会から、故・賀川浩氏(FIFA会長賞受賞、芦屋市民文化賞受賞)の所蔵資料をご寄贈いただき、芦屋市立図書館特別コレクションに加えるため、書誌情報を図書館システムに登録し、図書館資料の充実を図る。	●

令和8年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(2) 福祉健康			
39	重層的支援体制整備事業	分野や属性を問わない相談支援体制のもと、社会参加や地域づくりも見据えた支援につながるよう、社会福祉協議会をはじめとした様々な関係機関との連携体制を構築する。	
40	ひとり一役活動推進事業	地域での支え合いの体制づくりや活動者自身の社会参加活動を通じた健康づくり・介護予防の推進に向け、活動機会の充実や活動者の確保を図る。	
41	生活支援体制整備事業	市民の社会参加の推進や多様なつながりづくりに向け、地域支え合い推進員を配置し、地域活動者への活動支援の強化や居場所の整備等を実施する。	
42	社会参加推進事業	社会的孤立やひきこもり状態にある人が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できるようサポートするため、社会参加の場の充実による居場所づくりや個別支援を、就労準備支援事業と一体的に実施する。	
43	若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業	家庭内におけるケアについて支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、ケアの負担軽減及び若者ケアラーの自立支援を目的に、訪問による介護や家事の支援等を行うヘルパー等を派遣する。	
44	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える複合的な課題や制度の狭間の課題解決に向け、必須事業である自立相談支援事業、任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を必要な連携を行いながら引き続き実施し、生活困窮者の自立の促進を図る。	
45	通いの場づくり事業補助金	高齢者等の社会的孤立の解消や介護予防、地域での支え合いの体制を推進することに加え、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の提供といった地域づくりを推進するため、高齢者や多様な世代等が交流できる通いの場を運営する団体等に対して、芦屋市通いの場づくり事業補助金を交付する。	
46	生活保護法施行事務	引き続き生活困窮者自立支援等の関係機関と連携し、重層的かつ包括的なセーフティネットを維持するとともに、被保護世帯の自立に向けて、家庭訪問を基本とした面談において個々のお困りごとを聞き、必要な医療受診・介護サービスの導入や就労の実現等に向けた支援を寄り添いながら丁寧を実施する。	
47	合理的配慮提供支援助成事業	市内の民間事業者が障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行う場合などに、その費用の一部を助成することで、市内における合理的配慮の提供の促進を図る。	
48	フレイル予防事業(ポピュレーションアプローチ)	通いの場への専門職派遣事業について、より周知啓発を進めるとともに、無関心層向けの立ち寄り型事業について、内容の充実を図る。	
49	訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業	訪問介護員等がサービスを提供する際に、利用者及び家族等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助することで、訪問介護員等の介護サービス提供時の安全確保及び離職の防止を図る。	
50	男女共同参画推進施策	誰もがあらゆる場で自分らしくいられるジェンダー平等社会へとつなげるため、第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランの3つの重点取組を中心に、男女共同参画を推進する。また、令和9年度の次期計画策定に向けて市民及び職員意識調査を実施し、意識の変化を把握する。	
51	男女共同参画センター事業	第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランに基づき、市職員の意識醸成、市民向けの講座の開催、センター通信「ウィザス」の発行を通じて男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画団体協議会との協働による「ウィザスあしやフェスタ」や図書の貸出しなどを通じて、市民に親しまれるセンターを目指す。また、令和9年度の次期計画策定に向けて、これまでに実施した事業等を振り返りつつ、次期計画における取組や達成水準などの検討を進めていく。	
52	女性の活躍推進事業	女性活躍推進に向けて、「ASHIYA RESUME事業」や「女性のためのステップ相談」、起業・就労につながる啓発講座のほか、男性の家事・育児など家庭生活参画を促すための講座や、ワーク・ライフ・バランス推進を目的とした啓発を実施する。	
53	困難女性支援事業	市職員研修や市民向け講座、公共施設等への啓発シール貼付などによりDV相談室と女性サポート相談室の周知を行うほか、相談者の気持ちに寄り添いながら必要な情報提供、関係機関との連携により切れ目のない自立に向けた支援を実施する。	

令和8年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
54	人権啓発事業	令和7年度に策定した「第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を基に、新たな進行管理項目を設定し、人権教育・人権啓発に関する取組を進めていく。	
55	人権擁護事業		
56	権利擁護推進事業	高齢者や障がいのある人など様々な人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進や、専門職団体や関係機関等との地域連携を推進し、権利擁護支援の充実を図る。	
57	福祉センター管理運営事業	安全な施設の管理運営に努め、エントランス事業等市民の集いの場の提供及びコミュニティ活動の環境整備を図る。また、館内のLED化を計画的に実施する。	
58	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う事務	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う資格確認書の発行、交付及び被保険者への適切な周知等を行う。	
59	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもの学習面や生活面、親の養育等の課題等に総合的に対応するため、関係機関と連携しながら、一人ひとりの学習状況や特性、家庭環境に応じた学習支援や生活支援、養育支援等を実施する。	
60	歯科の節目検診	令和7年度より、高校を卒業してから歯科健診を受診する機会の少ない、若年層の健(検)診機会の拡充のため、既に40歳・50歳・60歳に実施している歯科節目健診を20歳・30歳にも拡充した。引き続き、対象となる市民に歯科節目健診の受診券を送付するとともに、歯科の節目検診の受診率向上を目指して周知啓発に取り組む。	

令和8年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(3) 市民生活			
61	市民マナー条例推進事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のため、条例の周知・啓発に努めるとともに、「第3次市民マナー条例推進計画」の取組により、生活環境に関するマナー向上や意識の醸成を推進する。	
62	芦屋市環境計画等推進事業	第4次芦屋市環境計画に基づき、市民・事業者とともに、地域の環境保全に関する取り組みの促進に係る事業を実施する。	
63	戸籍の氏名振り仮名法制化対応事業	令和8年5月25日まで引き続き、戸籍の氏名振り仮名の届出を受付し、その後、本籍地が芦屋市の方の戸籍及び住民票へ氏名の振り仮名記載を実施する。	
64	商工振興対策事業	商工会と連携し、創業塾の開催やアドバイザー事業等により、事業者の創業支援や経営継続支援を行う。また、商店街等の共同施設整備や空き店舗での新規開業に県と随伴し補助を行う。	
65	観光事業	県、近隣自治体及び民間事業者と連携し、「阪神間モダニズム」を中心とした市の魅力発信を行う。また、令和7年度から実施しているふるさと寄附金を活用したハイキング道の老朽化した階段等の整備を引き続き行う。	
66	公害対策関係事業	国道43号及び阪神高速3号神戸線の自動車公害対策のため、測定・調査を実施し、排出ガス対策、騒音・振動対策及び低周波音対策の推進を国等へ要望する。	
67	ごみ収集・運搬に関する事業	清潔なまちなみを保つため、家庭ごみ(粗大ごみ、一時多量ごみ、植木剪定ごみ、さわやか収集を含む)の収集・運搬を実施する。	
68	ごみ収集関係事務事業	安全で衛生的な職場環境を確保するため、ごみ収集部門の施設の適切な維持管理を実施する。	
(4) 安全安心			
69	耐震改修促進法に関する事務	住まいの耐震化を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修を推進する。	
70	1. 17あしやフェニックス基金事業	阪神・淡路大震災と復興過程で得た尊い経験と教訓を継承し、市民の自然災害への共助意識の高揚を図るため、市内のグループ等が行う防災活動等に対して助成金を交付する。	
71	急傾斜地崩壊防止対策工事負担金	市内の土砂災害特別警戒区域の安全性向上のため、県とともに実施する急傾斜地崩壊防止事業の工事費用の一部を負担する。	
72	消費者保護事業	市民一人ひとりの消費者力の向上のため、消費者協会や消費生活サポーター等と連携し、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するとともに、消費生活トラブルや消費者被害の未然防止、早期発見等に取り組む。	
73	市民農園事業	市民に自然環境に触れていただくことを目的として、市民農園を六麓荘と岩園の2箇所で開催する。	
74	有害鳥獣対策事業	有害鳥獣対策として、イノシシ、アライグマの駆除を実施する。また、カラスやムクドリ被害対策として、鷹の放鳥や巣の撤去を実施し、引き続き効果を検証する。	
75	生活安全の推進	各団体の連携による防犯活動の活性化を図り、安全安心のまちづくりを進めるため、まちづくり防犯グループ連絡協議会や生活安全推進連絡会を開催し、地域防犯活動を推進する。	
76	公益灯LED化	夜間の歩行者や自転車等の安全安心な通行のため、照度不足の箇所は公益灯の増設や照度向上を行う。また、令和8年度末までにLED化率100%を目指していたが、資材高騰等の影響も考慮し、令和9年度末までにLED化を進める。	●
77	交通安全運動の推進	交通マナーの向上を推進するため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を開催し、警察・学校・地域などと連携した街頭での指導・啓発を実施する。	

令和8年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(5) 都市基盤			
78	まちの景観形成等に関する事務	「景観地区」の認定制度やアドバイザー会議を活用し、市民、事業者とともに、良好でみどり豊かな美しいまちの景観の創出と維持を図る。	
79	市営住宅等改良改修工事	「市営住宅等ストック総合活用計画」に伴い、適切な維持管理を行う。	
80	建築指導等に関する事務	良質な都市環境の維持のため、建築基準法等の法規制を基に適切な建築行政を遂行する。	
81	道路公園施設包括管理業務	道路及び公園施設における維持管理業務について、インフラ施設の効率的な管理運営、業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため道路公園施設包括管理を複数年業務として実施し管理水準の向上を進める。	
82	パイプライン施設の代替収集案に係る実証実験	運用期間が定められているパイプライン施設について、将来を見据えた新たなゴミ収集方法を検討する必要がある。パイプライン施設の代替収集案に関する利便性や負担感、運用面での課題等を把握することを目的に実証実験を実施する。	●
83	パイプライン施設維持管理事業	定められた期間における適正運用に向け、利用者や関係者との協議及び具体的な代替収集方法を検討し、計画的に進める。	
(6) 行政経営			
84	あしや市民活動センター管理運営事業、市民参画協働の仕組みづくりの推進	あしや市民活動センターとの連携を強化し、市民参画・協働の機会の充実や、新たな人材の発掘・育成、協働の場の提供など、地域の課題解決に取り組む個人や団体の活動を支援し、多様な主体の連携・協働を促進する仕組みづくりに取り組む。	
85	地区集会所管理運営事業	地域住民の相互の親睦と文化活動の増進のため、引き続き、地区集会所の適正な維持管理及び地域コミュニティの活性化を推進する。	
86	地域自治活動の振興に関する事業	地域の人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくりのため、芦屋市自治会連合会と協働し、自治会活動の活性化に向けた支援を行う。	
87	WEB広告	更なる発信の強化のため、SNS等を利用したWEB広告の活用を努める。	
88	情報公開及び個人情報保護事務	公文書の正確な作成、適切な管理及び保存に努め、原則として公開することにより、説明責任を果たすとともに、個人情報の適正な取扱いに努める。	
89	広聴業務	市政を身近なものとして捉えてもらうとともに、市に対する愛着と誇りを高めるため、市政モニターの活用や、窓口、電話、Eメール、LINE等で市民の意見、要望、苦情等を聴取し、迅速かつ効果的に市政に反映させる。	
90	市民と市長の「対話集会」	市民の声をこれからの市政に活かし、芦屋をより住み良いまちにするため、市内集会所等において引き続き対話集会を実施する。	
91	公共施設の包括管理業務	公共施設の安全安心かつ効率的な施設運営を図るため、保守点検等や修繕を一括して委託する包括管理業務委託を引き続き実施する。	
92	職員の人材育成及び職員研修の実施	新たな人材育成・確保基本方針に基づく取組を推進するとともに、効果的な研修メニューを検討し実施する。	
93	人事評価制度	職員の人材育成に寄与する公平・公正な人事評価制度となるよう、引き続き効果的な制度を検討する。	
94	コンプライアンスの推進	内部統制の整備及び運用を進め、職員への研修等を通じてコンプライアンス推進指針の周知・徹底やハラスメント防止に対する職員意識の醸成を図り、市民から信頼される市役所の実現を目指す。	
95	未収金回収業務	コロナ禍において実施した事業者支援緊急融資資金貸付金については、その性質上債権の回収が難しく、かつ未収金の件数・金額も相当数に及んでいることから、その督促について、専門的な知見を有する弁護士への委託を行う。	
96	ふるさと寄附推進事業	ふるさと納税のポータルサイトにおいて、検索時に優先的に表示される機能などを活用し、多数の方に関覧されやすくすることにより、本市へのふるさと寄附の推進及び更なる市の魅力発信を図る。	

